

省エネルギー対策・改修タイプの補助要件について

エネファーム、エコキュート等、防災・レジリエンス性でも補助対象となる高効率給湯器(以下、エネファーム等と略)を、省エネルギー対策・改修タイプを用いて計上する場合の要件を、以下の通りとします。

【要 件】

- ①エネファーム等の工事だけでは、エネファーム等を特定性能向上工事として計上できません。
改修タイプでは、以下の状態から評価基準を満たすリフォームを行う場合、エネファーム等の工事費を、特定性能向上工事として計上できます。
- ・対象とする居室の開口部・躯体の断熱性等が評価基準に満たない状態かつ
 - ・給湯器がエネファーム等ではない状態
- ②開口部等が、リフォーム前に既に評価基準を満たしている状態から、リフォーム後に ZEH 水準まで断熱性等を向上させる場合は特定性能向上工事として計上できます。具体的には、
- ・対象とする居室の開口部・躯体の断熱性等を、ZEH 基準に適合するようにリフォームする(リフォーム前の状態は不問)かつ
 - ・給湯器がエネファーム等ではない状態からエネファーム等にリフォームする

改修タイプ B・C で、エネファーム等、開口部がどんな場合に、どの補助区分になるかを示すと、

リフォーム前			リフォーム後		補助区分	
給湯器	対象開口部		給湯器	対象開口部	エネファーム等	開口部等
在来給湯器	評価基準未滿	➡	エネファーム等	評価基準適合	特定・上限無	特定・上限無
在来給湯器	評価基準適合				その他・上限有※	その他・上限無
エネファーム等	評価基準未滿				その他・上限有※	特定・上限無
在来給湯器	評価基準適合			ZEH 基準適合	特定・上限無	特定・上限無

※その他・上限有の場合、エネファーム等の工事は、その他性能向上工事となり、補助額上限が 15 万円になります。

開口部等の断熱化工事については、以下の通り補助対象になります。

○特定性能向上工事（工事の範囲はいずれも室単位）

- ・評価基準に満たない状態から評価基準適合する工事
- ・リフォーム前に開口部が評価基準を満たしている状態から、リフォーム後に ZEH 水準まで断熱性等を向上させる工事

○その他性能向上工事

- ・リフォーム前に開口部が評価基準を満たしている状態から、リフォーム後に ZEH 水準には満たないが、断熱性等を向上させる工事
- ・評価基準に満たない状態から評価基準適合する工事で、工事の範囲が室の全部ではないもの

<参考> 開口部の評価基準・ZEH 基準

上記の説明にある評価基準、ZEH 基準の開口部の熱貫流率等を参考に示す。躯体については以下を参照のこと

- ・評価基準 https://r07.choki-reform.mlit.go.jp/doc/val_basis_koubo_r07.pdf
- ・ZEH 基準 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>
木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【誘導基準編】

開口部の評価基準

一戸建ての住宅	地域の区分			
	1～3	4	5、6及び7	8
熱貫流率 (W/m ² ・K)	2.3	3.5	4.7	
日射熱取得率	対象外	対象外	次のいずれか イ 開口部の日射熱取得率が0.59以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.73以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの	次のいずれか イ 開口部の日射熱取得率が0.53以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.66以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの
共同住宅等または複合建築物の住宅部分	地域の区分			
	1～3	4	5、6及び7	8
熱貫流率 (W/m ² ・K)	2.3	3.5	4.7	
日射熱取得率	対象外	対象外	対象外	北±22.5度以外の方位に設置された開口部が次のいずれか イ 開口部の日射熱取得率が0.52以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.65以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの

開口部の ZEH 基準

一戸建ての住宅	地域の区分			
	1～3	4	5、6及び7	8
熱貫流率 (W/m ² ・K)	1.9	2.3	2.3	
日射熱取得率	対象外	対象外	評価基準に同じ	評価基準に同じ
共同住宅等または複合建築物の住宅部分	地域の区分			
	1,2	3	4～7	8
熱貫流率 (W/m ² ・K)	1.9	2.3	2.9	
日射熱取得率	対象外	対象外	対象外	評価基準に同じ